

小山市子ども・子育て会議条例の一部改正について

こども未来部 こども政策課

1 趣旨及び理由

小山市子ども・子育て支援事業計画の策定等を審議する合議制機関として、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づき、件名の条例で小山市子ども・子育て会議を設置しています。

令和 8 年 4 月 1 日に施行される同法の改正により、特定乳児等通園支援（いわゆるこども誰でも通園制度）の利用定員を設定する際には、同会議の意見を聴くことが必要となりました（同法第 54 条の 2 第 3 項）。

このことから、本会議の所掌事務に当該事項を追加するため、件名の条例に所要の改正を行おうとするものです。あわせて、法改正に伴う条項ずれ対応を行うものです。

2 内容

条項ずれ対応を行うとともに、小山市子ども・子育て会議の所掌事務に、特定乳児等通園支援の利用定員の設定について意見を述べることを追加する（第 2 条関係）。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 参考資料

- ・小山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）
- ・小山市子ども・子育て会議条例（現行）
- ・子ども・子育て支援法の一部改正に係る新旧対照表（一部抜粋）

5 経過及びスケジュール

令和 7 年度第 18 回庁議決定（令和 8 年 1 月 15 日開催）

令和 8 年第 1 回（2 月）議会上程